



平成 21 年 7 月 23 日

各 位

会社名 飯野海運株式会社
代表者名 代表取締役社長 杉本勝之
(コード番号 9119 東・大・名 各第一部、福、札)
問合せ先 総務グループリーダー 長命 渉
(TEL : 03-5408-0360)

新株予約権の発行登録に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 10 日開催の当社取締役会において、「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針」（以下「本方針」といいます。）を導入する決議を行い、平成 19 年 6 月 28 日開催の当社第 116 期定時株主総会において、本方針の導入について株主の皆様のご承認をいただき、これに伴い新株予約権の発行登録を行いました。

この度、当該発行登録の発行予定期間（平成 19 年 8 月 3 日から平成 21 年 8 月 2 日）が終了するため、本日開催の当社取締役会において、改めて発行登録を行うことを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1. 募集有価証券の種類 | 新株予約権証券 |
| 2. 発行予定期間 | 発行登録の効力発生予定日から 1 年を経過する日まで
(平成 21 年 8 月 3 日～平成 22 年 8 月 2 日) |
| 3. 募集方法 | 新株予約権無償割当て |
| 4. 発行予定額 | 220,000,000 円
(上記は、新株予約権証券の発行価額の総額(0 円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額) |

本方針は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上を目的としており、当社株券等に対して大規模買付行為を行う者に対して、本方針に定める手続きを遵守することを求めるものです。

当社取締役会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、本方針に定める対抗措置を発動することがあります。本発行登録は、対抗措置を発動するに当たり、機動的に新株予約権の無償割当てを実施することを可能にするものです。

本方針の詳細につきましては、平成 19 年 5 月 10 日付当社プレスリリース「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について」（当社ホームページ（http://www.iino.co.jp/kaiun/ir/pdf/release/topics66_2.pdf）に掲載しております。）をご覧ください。

以 上